

せたな町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（企業版ふるさと納税）実施要綱

令和4年3月31日

せたな町訓令第19号

改正 令和5年8月29日訓令第40号

（目的）

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）寄附対象事業 法第5条第15項の規定により策定した、地域再生計画に基づき実施する事業をいう。
- （2）寄附対象法人 町内に主たる事務所又は事業所を有しない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- （3）寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として寄附対象法人が行う1回につき10万円以上の寄附金をいう。

（寄附金の申出）

第3条 寄附をしようとする寄附対象法人は、せたな町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書（様式第1号）を町長へ提出するものとする。

（寄附金の納付方法）

第4条 寄附対象法人は、寄附金の納付方法について、前条の寄附金の申出を行う際に、次のいずれかの方法を指定することができる。

- （1）町が発行する納付書による納付
- （2）町長が指定する口座への振込みによる納付
- （3）その他町長が必要と認める方法

（寄附金の受領等）

第5条 町長は、前条の規定により寄附の申出を受けた場合は、寄附金を受領するものとする。ただし、次に掲げる場合は、町長は寄附金の受領を拒否し、又はすでに寄附金を受領した場合にあっては、寄附をした寄附対象法人に当該寄附金を返還することができる。

- （1）寄附の申出又は受領した寄附金がこの要綱の趣旨に反するとき。
- （2）前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により寄附金を受領するときは、寄附対象事業の事業費の確定前にあつては事業費の目安の範囲内で、寄附対象事業の事業費の確定後にあつては事業費の範囲内で受領するものとする。

3 町長は、前項の規定により寄附金を受領することを決定したときは、せたな町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附受領決定通知書（様式第2号）により寄附を申し出た寄附対象法人に通知するものとする。

（受領証の交付）

第6条 町長は、寄附対象法人から寄附金を受領したときは、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項の規定により、受領証を交付するものとする。

（実績報告）

第7条 町長は、会計年度ごとに、せたな町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実績報告書（様式第3号）により寄附対象事業に関する実績を寄附対象法人に対し報告するものとする。

（寄附金の管理）

第8条 町長は、寄附金の適正な管理を図るため、せたな町まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金台帳（様式第4号）を作成するものとする。

（公表）

第9条 町長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業の状況について、町のホームページ等に掲載する方法により公表するものとする。ただし、公表することについて、寄附対象法人の同意があつたものに限る。

（感謝状の交付）

第10条 町長は、寄付者に対して、感謝状を贈呈することにより、敬意を表するものとする。ただし、寄付者が辞退したときは、この限りではない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。